

令和7年度運営指導結果 サービス種別：訪問介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
社会福祉法人安芸市社会福祉協議会	安芸市	ホームヘルパーステーションあぎ	R7.9.11	1 指定訪問介護事業所の管理者がサービス提供責任者及び訪問介護員を兼務しているが、次のとおり指定訪問介護事業所の業務の管理に支障をきたしていることが認められた。 (1) サービス提供責任者が必要に応じて行うべき、訪問介護計画の変更ができていない (2) サービス提供責任者が訪問介護計画の変更を行う際に行うべき、利用者の同意を得ていない	改善中	
				2 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施していないことが認められた。	改善中	
有限会社富士屋スーパーストア	南国市	富士屋ヘルパーステーションベターライフ	R7.8.29	なし		
合同会社KR	土佐市	ヘルパーステーション笑わら	R7.3.25	1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していないことが認められた。	対応中	
				2 感染症の予防及びまん延防止のための指針について未策定であることが認められた。	対応中	
				3 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（新規に訪問介護計画を作成していない利用者に対して、初回加算を算定）が認められた。	対応中	
株式会社ニチイ学館	土佐市	ニチイケアセンター土佐	R7.7.15	なし		
株式会社ニチイ学館	四万十市	ニチイケアセンター四万十	R7.7.29	1 居宅サービス計画に沿ったサービスを提供していないことが認められた。	改善中	
				2 介護報酬の額の算定にあたり、不適切な事例（居宅サービス計画又は訪問介護計画、訪問介護サービスの開始時刻が加算の対象とならない時間帯に、早朝・夜間、深夜加算を算定）が認められた。	改善中	
株式会社菜々月	香美市	ヘルパーステーション菜々月	R7.7.11	1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していないことが認められた。	改善中	
社会福祉法人ウエルブラザ	香美市	ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所	R7.8.5	なし		